

府子本第225号
雇児発0406第2号
平成29年4月6日

各 都道府県知事 殿

内閣府 子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」の一部改正について

私立保育所の委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により取り扱われているところであるが、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）において、社会福祉法人に対して、地域の福祉ニーズを踏まえた「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたこと等に伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれでは、管内市町村（特別区を含む。）及び私立保育所を運営する法人等に対し、周知が図られるよう配慮願いたい。

なお、上記通知に定める委託費の弾力運用については、適正な私立保育所運営が確保されていることを前提として認められるべきものであり、弾力運用の財源確保のために、本来の使途である職員人件費や事業費などが削減されるようなことがないよう改めて申し添える。

別紙「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一改正について新旧対照表

改正後	改正前
<p>府子本第254号 児発0903第6号 平成27年9月3日</p> <p>「最終改正」府子本第225号 児発0406第2号 平成29年4月6日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部統括官</p> <p>厚生労働省 履用均等・児童家庭局長</p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について</p>	<p>府子本第254号 児発0903第6号 平成27年9月3日</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部統括官</p> <p>厚生労働省 履用均等・児童家庭局長</p> <p>子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の経理等について</p>

保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に伴う法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおりの取扱いを行うこととし、平成27年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方お願いする。

また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところで、本通知中「5委託費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

改正前	<p>教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)に係る別表2に掲げる経費等に充てること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支払額には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備掛立資産積立支出」の科目を設けてを行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」をそれぞれ設けて行うものとすること。</p> <p>また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たした上で、さらには、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあることは、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条の2第1項に規定する仕事・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条の2第1項に規定する仕事・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内((4)の改築基盤分を含み、処遇改善等加算の賃金改築基盤分(以下「改築要件分」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てできること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充當額は、サービス区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充當するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定しない場合には、当該支出額により整理すること。</p> <p>① 「社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支計算書、拠点区分資金収支計算書及び資金収支計算書又は学校法人会計基準による損益計算書及び資金収支計算書並びに定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。</p> <p>ア 「社会福祉事業の経営者による福金改築基準の指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。</p> <p>イ 「社会福祉事業の経営者による福金改築基準の指針について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>③ 处遇改善等加算の賃金改築基準(キャリアパス要件も含む。以下同じ。)のいずれも満たしていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>
改正後	<p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たした上で、さらには、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあることは、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条の2第1項に規定する仕事・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>(5) (4)に掲げる弹性運用に係る要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改築基盤分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者がが運営する子育て支援事業(子ども・子育て支援事業なども・子育て支援を受けた企業主導型社会第59条の2第1項に規定する仕事・子育て支援事業により助成を受けた同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費及び指導料について」(平成16年3月12日雇用第0312001号、老発第0312001号、社援第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。</p> <p>また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内((4)の改築基盤分を含み、処遇改善等加算の賃金改築基盤分(以下「改築要件分」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てできること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充當額は、サービス区分(当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。)を設定している場合には、当該年度の支出に充當するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定しない場合には、当該支出額により整理すること。</p> <p>① 「社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支計算書、拠点区分資金収支計算書及び資金収支計算書又は学校法人会計基準による損益計算書及び資金収支計算書並びに定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。</p> <p>ア 「社会福祉事業の経営者による福金改築基準の指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。</p> <p>イ 「社会福祉事業の経営者による福金改築基準の指針について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表(以下「計算書等」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。</p> <p>③ 处遇改善等加算の賃金改築基準(キャリアパス要件も含む。以下同じ。)のいずれも満たしていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>

改正後

改正前

改正後	<p>つては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができる。</p> <p>① 人件費積立資産 ② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産） なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合には使用して差し支えない。</p> <p>2 賃金改善要件分等の取扱い (略)</p> <p>賃金改善要件分等については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱い」について（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇規発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において、職員の賃金改善に充てるることと定めている。当該通知の2の(1)の(ク)により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。</p> <p>また、当該通知において、「職員1人当たりの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意する。</p> <p>なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる增收分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。</p> <p>3 前期末支払資金残高の取扱い (略)</p> <p>(1) 前期末支払資金残高の取扱い (略)</p> <p>(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合には、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p>なお、翌年度に前期末支払資金残高により適正な執行により将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費</p>
-----	--

改正前	改正後
<p>② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>(3) (略)</p>	<p>② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費</p> <p>③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費</p> <p>(3) 企業会計による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1 年基準により固定資産又は固定負債から振替られた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から期末支払資金残高を差し引いた額が、当期収支差額合計になること。</p>

	改正前	改正後
		改善基礎分全額について加算を停止するものとすること。
(4) (略)	改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行つて差し支えないこと。	なお、加算を停止した施設であつても、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行つて差し支えないこと。
(5) (略)	(4)入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を微する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。 これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で費職が必要と認める期間、改善基礎分相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、遅延適用は行わないこと。 (5)入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の輸送、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。	この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。
6 措置費等の取扱い、 (略)	6 措置費等の取扱い、 私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）、又は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特別施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特別施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。 なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。	7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い (略)
7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い (略)	7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い、 平成26年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設においては、平成26年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。	8 その他 (略)
8 その他 (略)	8 その他 本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。 なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。	別表1 1 「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児第0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの 2 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児第0717

改正前	改正後
<p>第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める 一時預かり事業 ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本臘通知「『保育対策等促進 事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たし ていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受け入れ。 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚 生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の 事業と認められるもの。 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭 和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支 給を停止されている場合を含む。)の受け入れ。 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」(平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と 認められるもの。 7 休日保育加算の対象施設 8 「病児保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局長通知)に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの。</p>	<p>別表 2 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する事 業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。) 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p> <p>別表 3 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等 に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下 2 において同じ。) 2 1 の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p> <p>別表 4 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(社 会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。) 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課</p> <p>別表 5 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(保育所等 を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。) 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p>

別表 2
(略)

別表 3
(略)

別表 4
(略)

別表 5
(略)

改正後

改正前

別表6
(略)

年度収支計算分析表

平成 年度収支計算分析表

科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	差引過△額 (①-②)
1 委託費収入 (改善基礎分を除く。) (1) 人件費(改善基礎分を除く。) (2) 事業費 (3) 管理費(改善基礎分を除く。)	14 人件費支出 (1) 職員給料支出 (2) 職員賞与支出 (3) 非常勤職員給与支出 (4) 派遣職員賃貸支出 (5) 退職給付支出 (6) 法定福利費支出			
2 私的契約利用料収入				
3 その他の事業収入				
4 人件費積立資産取崩 収入	15 事業費支出			
5 修繕積立資産取崩収 入				
6 備品等購入積立資産 取崩収入、 7 保育所施設、設備整備 積立資産取崩収入		(1) 給食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 保育材料費支出 (4) 水道光熱費支出 (5) 燃料費支出 (6) 消耗器具・贈品支出 (7) 保険料支出 (8) 貸借料支出 (9) 車両費支出 (10) 雑支出		
		16 事務費支出 (1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出 (9) 修繕費支出 (10) 通信運搬費支出 (11) 会議費支出 (12) 広報費支出 (13) 役務委託費支出 (14) 手数料支出		

改正後		改正前	
		(15) 保険料支出 (16) 費借料支出 (17) 保守料支出 (18) 雑支出	
		17 人件費積立資産支出 18 修繕積立資産支出 19 備品等購入積立資産支出 20 保育所施設・設備整備 積立資産支出	
9 当期資金収支差額合計 (次振金)	21 当期資金収支差額合計		
1 から 9までの小計	14 から 21までの小計		
10 保育所運営費収入の うち民改費加算分	22 固定資産取得支出のう ち施設の整備等に係る支 出		
11 國庫補助事業に係る 施設整備補助金収入	23 土地・建物賃貸料支出		
12 國庫補助事業に係る 設備整備補助金収入	24 22及び23の経費に係 る借入金利息支出		
13 22及び23の経費に係 る積立資産取崩収入	25 22及び23の経費に係 る借入金償還支出		
	26 22及び23の経費に係 る積立資産支出		
	27 租税公課		
10 から 13までの小計	22 から 27までの小計		
合計	合計		

※ 14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。